



来週の投資戦略 (6/8-12)

達成感出る？

2020年6月7日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 6月8日、1-3月期の実質 GDP 成長率（改定値） - 前期比 0.5%減？
- 6月8日、5月の景気ウォッチャー調査 - 先行き DI は 20.2 に改善？
- 6月9-10日、米連邦公開市場委員会（FOMC） - 現状維持か、目標利回り設定か？
- 6月10日、4月の機械受注（船舶・電力を除く民需） - 前月比 7.5%減？

株式市場見通し

先週金曜日発表の米国の5月の雇用統計には驚いた。事前の予想が750万人減だったのに実績値は250万人増となった。エコノミストの平均値とは1000万人の相異になる。民間のエコノミストだけでなく、連邦準備理事会（FRB）の複数の理事も大幅な雇用減を事前にコメントしていたので、そうなるものと思って先週レポートを書いて、トランプ米大統領のコメントを楽しみにしていた。ところが、逆に回復が早いことを自慢の種にした。ただし、労働省はデータが正確に反映されていない可能性を注意書きしている。雇用統計を受けて、米国市場は株高、債券安、米ドル高・円安、さらに原油高となって引けた。当然、来週月曜日のわが国市場もこの流れを受けて始まる。

ここ3週間くらい日米の株式市場のリード役は似通っている。新型コロナウイルス問題で大きく下落した株の戻りが試されている。米国ではボーイング（航空機製造）がその代表格であろう。わが国では日産自動車（7201）になるだろうか。ボーイングの先週末の株価は3月の底値から2.16倍になった。5月まで売り推奨していたアナリストも今はない。日産の先週末の株価は4月の底値から43.3%高となっている。ただ、こちらは買い推奨するアナリストは一人もおらず、4名が売り推奨している。昨年末からの下落率はボーイングがまだ36.6%、日産が28.9%と戻るには先が長そうだ。

さて、注目された投資家別売買統計が先週木曜日に出た。一部証券会社から報告されていたように確かに外国人投資家は5月最終週に買い越していた。だが、それはTOPIX型先物に限ってであり、買い越し額は37百億円とたいしたことなかった。この週は4.6兆円という大商いもあったのに、現物市場において外国人投資家があまり動いてなかったことの方が気になる。KPAでは先週、売買代金に注目していたが、残念ながら3兆円を超える日はなかった。それでも市場が連騰したのは、売り方も来週の特別清算日（SQ）まで待とうという戦術かもしれない。なお、先週金曜日の市場全体の売買単価が前週より9.5%下落したのは値高株を好む投資家が減少したことを示す。

最後に来週はFOMCとわが国の経済指標に目が移ろう。FOMC後の記者会見ではパウエルFRB議長が雇用統計とその後の金融政策の関係について聞かれるだろう。説明によっては市場が動くかもしれない。わが国では月曜日に2つの経済指標が出る。いずれも前回比良くなるので、上昇中の市場の後押しになるだろう。水曜日の機械受注は振れが大きいので予測しづらいが、マイナスでも幅が縮小すれば現在は歓迎だろう。

KPAの投資戦略

ロング（買い）	ショート（売り）
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。